

地上デジタル放送ネットワークでの CATV自主放送運用ガイドライン

第3. 1版

2011年 5月27日

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

目 次

1 地上デジタル放送ネットワークでのCATV自主放送	1
2 放送する番組数および内容	3
3 初期スキャンについての周知	4
4 ダウンロード運用	4
5 データ放送運用	5
6 PSI/SI運用	8
7 双方向通信運用	10
8 リモコンキー識別(チャンネル番号)	10
9 地域識別割り当て	11
10 コンテンツ保護	12
11 その他	13
【参考資料：地上デジタル放送のリモコン番号使用状況】	15

添付資料

別添 地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値について

各種コードの使用届出書

PSI/SI誤送出等による放送事故発生時の対応フロー

第3.1版が制定されたことにより、第2.3版以前の版については廃版とする。

1 地上デジタル放送ネットワークでのCATV自主放送

1.1 地上デジタル放送ネットワークでのCATV自主放送（以下

「地上デジタルNWでのCATV自主放送(*)」という)とは、ケーブルテレビ局が自社で編成する地域に密着した各種情報を自主放送（コミュニティチャンネル）とし、自社が運営するサービスの一環として放送し、一般に市販されている地上デジタル放送対応受信機でも視聴する番組のことを指す。

1.2 技術的な伝送方式については、社団法人 電波産業会 ARIB

TR-B14「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」を遵守し、日本ケーブルラボ「地上デジタルテレビジョン放送 パススルーならびに自主放送 運用仕様 JCL SPEC-006 第2部 地上デジタル放送ネットワークにおけるケーブルテレビ事業者の自主放送 運用仕様」（以下「JCL SPEC-006 第2部」という）、「地上デジタルテレビジョン放送トランスモジュレーションならびに自主放送 運用仕様 JCL SPEC-007 第2部 地上デジタル放送ネットワークにおけるケーブルテレビ事業者の自主放送 運用仕様」（以下「JCL SPEC-007 第2部」という）に準拠する。

(*) JCL SPEC では、「地上デジタルテレビジョン自主放送」という用語を使用して

いますが、本ガイドラインでは、ケーブルテレビの自主放送であることを明確にするため、この用語を使用する。

1.3 ケーブルテレビの自主放送で使用するネットワーク ID の地域

事業者識別は#15 を基本とする。ネットワーク ID の追加を希望する際には、各県毎（広域放送圏においては各広域放送圏毎）に、放送事業者と#13 以下の地域事業者識別をもって協議を行う。地域事業者識別の決定にあたっては、以下のステップを経るものとする。なお、リモコンキー識別については、8 に記載がある。

1.3.1 当該事業者が所属する地域において、使用を希望するネットワーク ID を、当該地域の日本ケーブルテレビ連盟支部にて調整する。

1.3.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、当該地域の地上デジタル放送事業者と、ケーブルテレビ事業者が希望するネットワーク ID の使用について協議し、決定した番号を日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡する。

1.4 ネットワークIDを追加して自主放送を実施する場合には、社団法人 デジタル放送推進協会（以下「Dpa」という）が策定した「Dpa 館内自主テレビ放送における識別子等ガイドライン」により、館内自

主テレビ放送が実施されている場合があることに留意して、ネットワークIDの衝突が起きないように館内自主テレビ放送の実施者と協議すること。

2 放送する番組数および内容

2.1 地上デジタル放送は、高画質・高音質・データ放送、マルチ編成その他の特徴を持っているが、地上デジタルNWでのCATV自主放送における取り扱いは以下の通りとする。

2.1.1 高精細度テレビジョン放送（HDTV: High Definition Television）およびデータ放送については実施に向け努力する。

2.1.2 マルチ編成については、多様な視聴者ニーズに対応するための手段として各ケーブルテレビ局の判断により実施する。

2.2 ケーブルテレビの自主制作番組は、地域情報や行政情報など、公共の福祉の増進に適した放送を行うことを目的としており、「(社)日本ケーブルテレビ連盟 放送基準」を遵守した放送を行うこととする。

2.3 地上デジタルNWでのCATV自主放送を実施する事業者は、公共的使命を全うするため、主要な時間帯においては、2.2項に定める自主制作番組を放映するよう努めること。

3 初期スキャンについての周知

3.1 地上デジタルNWでのCATV自主放送においては、ネットワークIDやリモコンチャンネルが同一であっても、ケーブルテレビ事業者により使用する周波数などが異なっている場合もあるため、引っ越し等により新しく加入した(自局のケーブルテレビに接続した)視聴者に対して、初期スキャンを実施していただくことが必須である。

パススルー方式で地上デジタルNWでのCATV自主放送を実施するケーブルテレビ事業者は、チラシ等の手段を用いて自局のケーブルテレビに接続する可能性のある住民に対して「設置場所を変更した場合には初期スキャン動作を実施する」ことについて周知を行わなければならない。

4 ダウンロード運用

4.1 SDTTの送出

4.1.1 SDTTの送出にあたっては、Dpaが設置しているES設備を使用する。しかしながら、ES設備の使用にあたっては、Dpaとの調整が必要となることから、この調整に相当の時間を要する場合には対応策について別途検討する。

4.1.2 ES設備の使用については、日本ケーブルテレビ連盟本部が窓口となって Dpa と交渉を行う。

4.2 ログ伝送記述子の運用

4.2.1 ケーブルテレビ事業者（コミュニティチャンネル）のロゴに関しても、5.2.1 項と同様に、同じネットワーク ID で異なる事業者が運用する場合には、前 CATV 局のロゴがそのまま表示され、視聴者に混乱を与えることが考えられる。

このため、同一ネットワーク ID を使用するケーブルテレビ事業者間においては、使用されるロゴ ID が異なるように規定する必要がある。

4.2.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、同一の地域識別を共有する事業者間でロゴ ID が重複しないように、事業者と調整してロゴ ID を割り当てる。

事業者は、割り当てられたロゴ ID を、添付資料「各種コードの使用届出書」により、日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡すること。

5 データ放送運用

5.1 MM サービスでの NVRAM の運用（事業者共通領域）

5.1.1 「JCL SPEC-006 第2部」及び「JCL SPEC-007 第2部」

においては、表 2-1「地上デジタルテレビジョン自主放送におけるMMサービスでのNVRAMの運用」にて「地上デジタルテレビジョン放送事業者共通領域」について注付きで運用するとの規定となっているが、以下の状況を踏まえ、当面は運用しないものとする。

- ・ この領域は、全地上放送事業者での共用が前提となっており、運用にあたっては地上放送事業者との十分な調整が必要。
- ・ 個人情報保護の観点から、この領域に個人情報等を書き込む場合の取扱いについては事業者間の整理が必要。
- ・ 現状においては、地上放送事業者はこの領域は使用していない。

5.2 MM サービスでの NVRAM の運用（事業者専用領域）

5.2.1 「JCL SPEC-006 第2部」及び「JCL SPEC-007 第2部」

においては、表 2-1「地上デジタルテレビジョン自主放送におけるMMサービスでのNVRAMの運用」にて「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」について、運用するとの規

定となっているが、「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」ならびに「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用放送通信共通領域」については、ネットワーク ID 単位で領域が定義されており、ネットワーク ID を共用する CATV 自主放送においては、利用者が引越しなどで、他の CATV 局へ移動した場合、NVRAM 領域に前 CATV 局で使用していたデータが書き込まれており、そのまま読み出すと、意図しない動作を引き起こす危険性がある。

そのため、当該 NVRAM を運用する場合は以下の手順を遵守すること。

(1) NVRAM の「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用領域」

ならびに「地上デジタルテレビジョン放送事業者専用放送通信共通領域」を運用する場合には、NVRAM を利用しているケーブルテレビ事業者を判定するために、ブロック番号 0 のブロックに、各ケーブルテレビ事業者に割り当てられた CATV 事業者コードを書き込んでおくこと。

(2) NVRAM を読み込む場合は、まずブロック 0 を読み込み、自局の CATV 事業者コードであることを確認する。

(3) 読み出しに失敗もしくは自局のCATV事業者コードでない場合は、NVRAM未使用とみなし、初期化処理を行うこと。

(4) NVRAMを使用するサービスを実施中は、ブロック0に自局のCATV事業者コードが書き込まれている状態を保持すること。

5.2.2 CATV事業者コードはケーブルテレビ局ごとに異なるコードを割り当てる必要がある。具体的付番方法は、添付資料「各種コードの使用届書」の(注)のとおりとする。

6 P S I / S I 運用

6.1 P S I / S I の送出にあたって

6.1.1 地上デジタルNWでのCATV自主放送を行う事業者は、P S I / S I を誤送出した場合には、録画予約のリセット、受信機のフリーズ等、視聴者に多大な迷惑をかけることがあることを、十分認識し、事業の運営に取り組まなければならない。

6.1.2 地上デジタルNWでのCATV自主放送を行う事業者は、送出信号の監視や予備機器の設置などを十分検討し、P S I / S I の誤送出防止に努めなければならない。

6.2 TOT安定送出の確保について

6.2.1 デジタル放送を実施する全ての事業者は、自局のTSにTOTと呼ばれる時刻情報を、日本標準時±500msの精度で多重・送出しなければならない。

6.2.2 デジタル受信機は、選局中のTS中からTOTを抽出し受信機の時刻管理に使用しており、受信中のTSに、一瞬であっても不正確なTOTが多重されていた場合には、以下のような不具合が発生する可能性がある。

- (1) EPG画面のクリア
- (2) 録画予約の取り消し
- (3) ダウンロードの失敗
- (4) その他、B-CASカードを使用する自動表示メッセージ、通電制御、視聴履歴管理等への影響

6.2.3 6.2.2 項の不具合については、共用受信機においては、メディアを超えて発生（例えば、ケーブルテレビ自主放送のTOT不具合により、BS放送のEPGがクリアされる等）するため、万が一、発生させてしまえば、デジタル放送全体への社会の信頼を損なうことになる。

6.2.4 このためにも、本放送においてはもちろんのこと、試験放送期間においてもTOTの安定送出は必須であるので、十分配慮の上、運用しなければならない。

6.3 放送事故発生時の対応について

6.3.1 万が一、PSI/SI（特にTOT）の誤送出等放送事故が発生した場合の事故報告等については、添付資料「PSI/SI誤送出等による放送事故発生時の対応フロー」による。

7 双方向通信運用

7.1 双方向通信を行う場合において、ルート証明を運用する場合には、ルート証明書を送出しなければならない。

7.2 汎用ルート証明書の送込にあたっては、ルート証明書発行団体と日本ケーブルテレビ連盟との間で契約を締結した後、日本ケーブルテレビ連盟にて作成する「汎用ルート証明書 運用・管理マニュアル」を遵守すること。

8 リモコンキー識別(チャンネル番号)

8.1 地上デジタルNWでのCATV自主放送のリモコンキー識別

(ワンタッチキーに割り付ける番号)は、各県毎（広域放送圏においては各広域放送圏毎）に放送事業者と協議を行い、リモコンキー識別の決定にあたっては、以下のステップを経るものとする。

二つ目のリモコンキー識別を取得する場合も同様とする。

8.1.1 当該事業者が所属する地域において、使用を希望するリモコンキー識別を、当該地域の日本ケーブルテレビ連盟支部にて調整する。

8.1.2 日本ケーブルテレビ連盟支部は、当該地域の地上デジタル放送事業者と、ケーブルテレビ事業者が希望するリモコンキー識別の使用について協議して、決定したリモコンキー識別を日本ケーブルテレビ連盟本部へ連絡する。

9 地域識別割り当て

9.1 日本ケーブルラボにて策定された「JCL SPEC-006 第2部」及び「JCL SPEC-007 第2部」では、送出装置が設置されている都道府県の地域識別を使用することが規定されている。

複数の都道府県において事業を行っている事業者は、都道府

県毎に送出装置を設置することにより複数の地域識別を使用することができるが、1つの送出装置においては、1つの地域識別しか使用してはならない。

- 9.2 日本ケーブルラボにて策定された「JCL SPEC-006 第2部」及び「JCL SPEC-007 第2部」にある地域識別割り当てについて、送出装置の設置場所と送出エリアが異なる場合については、送出装置の設置場所と送出エリアのどちらの都道府県の地域識別を使用するかは、事業者の選択によるものとする。

ただし、1送出装置にて使用する地域識別は1つとする。

10 コンテンツ権利保護

- 10.1 デジタルコンテンツは、比較的簡単に高品質な番組複製が可能なことを鑑み、地上デジタルNWでのCATV自主放送については、コンテンツ権利保護を行うことが必要である。

- 10.2 したがって、ケーブルテレビ局は、地上デジタルNWでのCATV自主放送において、ダビング10、コピーワンスなどコピーガードの設定をしたうえでB-CASを利用したスクランブル放送を行う。

ただし、自治体ニュースのみを放送するケースなど必ずしもコンテンツ権利保護の必要がない場合もある。自らのコンテンツ内容や、将来のコンテンツ流通等によるコンテンツ強化の予定を踏まえて、各ケーブルテレビ局個別にコンテンツ権利保護の実施を判断する。

10.3 B-CAS利用のための具体的運用ルールについては、日本ケーブルテレビ連盟が策定した「デジタル自主放送B-CAS方式によるRMP（コンテンツ権利保護）運用解説書」によるものとする。

11 その他

11.1 手続き

11.1.1 「地上デジタルNWでのCATV自主放送」を開始するにあたっては、総合通信局への該当する「有線テレビジョン放送施設の変更許可申請書」の提出に合わせて、添付資料「別添：地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値について」を提出するものとする。

11.1.2 総合通信局に受理された後、速やかに「有線テレビジ

ン放送施設の変更許可申請書」および添付資料「別添」の写しを日本ケーブルテレビ連盟本部へ提出するものとする。

また、事業者が放送信号に重畳する基本的なパラメータやサービスエリア等について、添付資料「各種コードの使用届出書」により、日本ケーブルテレビ連盟本部へ提出するものとする。

11.1.3 日本ケーブルテレビ連盟本部では、提出された写しおよび届出書を元に、全国の「地上デジタルNWでのCATV自主放送」の実施状況を管理する。

【参考資料：地上デジタル放送のリモコン番号使用状況】

H23.4.15

地域/リモコン番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
東京都	NHK東京総合	NHK教育							東京MXテレビ	CATV自主	CATV自主	放送大学
栃木県			とちぎテレビ									
群馬県			群馬テレビ									
埼玉県			テレビ埼玉									
千葉県			ちばテレビ									
神奈川県			TVK									
茨城県	NHK水戸総合											

地域/リモコン番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
愛知県	東海テレビ	NHK教育	NHK名古屋総合							テレビ愛知		
岐阜県			NHK岐阜総合	中京テレビ	中部日本放送	メ〜テレ		岐阜放送				CATV自主
三重県			NHK津総合					三重テレビ				

地域/リモコン番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大阪府	NHK大阪総合	NHK教育					テレビ大阪			読売テレビ	CATV自主	
滋賀県	NHK大津総合		びわこ放送									
京都府	NHK京都総合			毎日放送	KBS京都	朝日放送		関西テレビ				
兵庫県	NHK神戸総合		サンテレビ									
奈良県	NHK奈良総合								奈良テレビ			
和歌山県	NHK和歌山総合				テレビ和歌山							

地域/リモコン番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
北海道	札幌	北海道放送	NHK教育	NHK札幌総合							CATV自主	
	函館			NHK函館総合								
	旭川			NHK旭川総合								
	帯広			NHK帯広総合	札幌テレビ	北海道テレビ	テレビ北海道	北海道文化放送				
	釧路			NHK釧路総合								
	北見			NHK北見総合								
	室蘭			NHK室蘭総合								

地域/リモコン番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
青森県	青森放送	NHK教育	NHK青森総合		青森朝日放送	青森テレビ					CATV自主	
岩手県	NHK盛岡総合		テレビ岩手	岩手朝日テレビ	IBC岩手放送	岩手めんこいテレビ					CATV自主	
宮城県	東北放送		NHK仙台総合	マイキテレビ	東日本放送		仙台放送				CATV自主	
秋田県	NHK秋田総合			秋田放送	秋田朝日放送		秋田テレビ					CATV自主
山形県	NHK山形総合			山形放送	山形朝日放送	テレビユー山形	さくらんぼテレビ		CATV自主			
福島県	NHK福島総合				福島中央テレビ	福島放送	テレビユー福島					CATV自主

地域/リモコン番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
新潟県	NHK新潟総合	NHK教育		テレビ新潟	新潟テレビ21	新潟放送		新潟総合テレビ		CATV自主	CATV自主	
富山県	北日本放送		NHK富山総合			チューリップテレビ		富山テレビ	CATV自主			
石川県	NHK金沢総合			テレビ金沢	北陸朝日放送	北陸放送		石川テレビ	CATV自主			
福井県	NHK福井総合						福井放送	福井テレビ	CATV自主			
山梨県	NHK甲府総合				山梨放送		テレビ山梨			CATV自主	CATV自主	
長野県	NHK長野総合			テレビ信州	長野朝日放送	信越放送		長野放送				CATV自主
静岡県	NHK静岡総合				静岡第1テレビ	静岡朝日放送	静岡放送		テレビ静岡			CATV自主

地域/リモコン番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
鳥取県	日本海テレビ	NHK教育	NHK鳥取総合			山陰放送		山陰中央テレビ			CATV自主	
島根県			NHK松江総合									
岡山県	NHK岡山総合			西日本放送	瀬戸内海放送	山陽放送	テレビせとうち	岡山放送				CATV自主
香川県	NHK高松総合											CATV自主
広島県	NHK広島総合			中国放送	広島テレビ	広島ホームテレビ		テレビ新広島			CATV自主	
山口県	NHK山口総合			テレビ山口	山口放送	山口朝日放送						CATV自主
徳島県	四国放送			NHK徳島総合								CATV自主
愛媛県	NHK松山総合				南海放送	愛媛朝日テレビ	あいテレビ		テレビ愛媛			CATV自主
高知県	NHK高知総合			高知放送		テレビ高知		高知さんさんテレビ			CATV自主	

地域/リモコン番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
福岡県	九州朝日放送	NHK教育	NHK福岡総合	RKB毎日放送	福岡放送		TVQ九州放送	テレビ西日本			CATV自主	
			NHK北九州総合									
佐賀県	NHK佐賀総合			サガテレビ							CATV自主	CATV自主
長崎県	NHK長崎総合			長崎放送	長崎国際テレビ	長崎文化放送		テレビ長崎			CATV自主	
熊本県	NHK熊本総合			熊本放送	熊本県民テレビ	熊本朝日放送		テレビ熊本		CATV自主		
大分県	NHK大分総合			大分放送	テレビ大分	大分朝日放送						CATV自主
宮崎県	NHK宮崎総合			テレビ宮崎			宮崎放送					CATV自主
鹿児島県	南日本放送			NHK鹿児島総合	鹿児島讀賣テレビ	鹿児島放送		鹿児島テレビ				CATV自主
沖縄県	NHK沖縄総合		琉球放送		琉球朝日放送			沖縄テレビ				

新たに取得したリモコンID

※最新のリモコン番号使用状況は、日本ケーブルテレビ連盟のHPを参照のこと(<http://www.catv-jcta.jp/jishuhousou.html>)

添 付 資 料

別 添

地上デジタル放送ネットワークを利用した自主放送の固有値について

年 月 日

総 務 大 臣 殿

郵 便 番 号

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び
代表者の氏名。記名押印又は署名)

許可の年月日

許可の番号

地上デジタルネットワークを利用した自主放送を開始するにあたり、以下の固有値を使用いたします。

なお、設備仕様および運用に関しては、日本ケーブルラボにて制定された、JCL SPEC-006
および JCL SPEC-007 を遵守いたします。

固 有 値	
地 域 識 別	
地域事業者識別	
リモコンキーID	
そ の 他	
伝 送 方 式	
サービス識別数	

注1 この様式に使用する用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

各種コードの使用届出書

年 月 日

日本ケーブルテレビ連盟 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名
許可の年月日
許可の番号

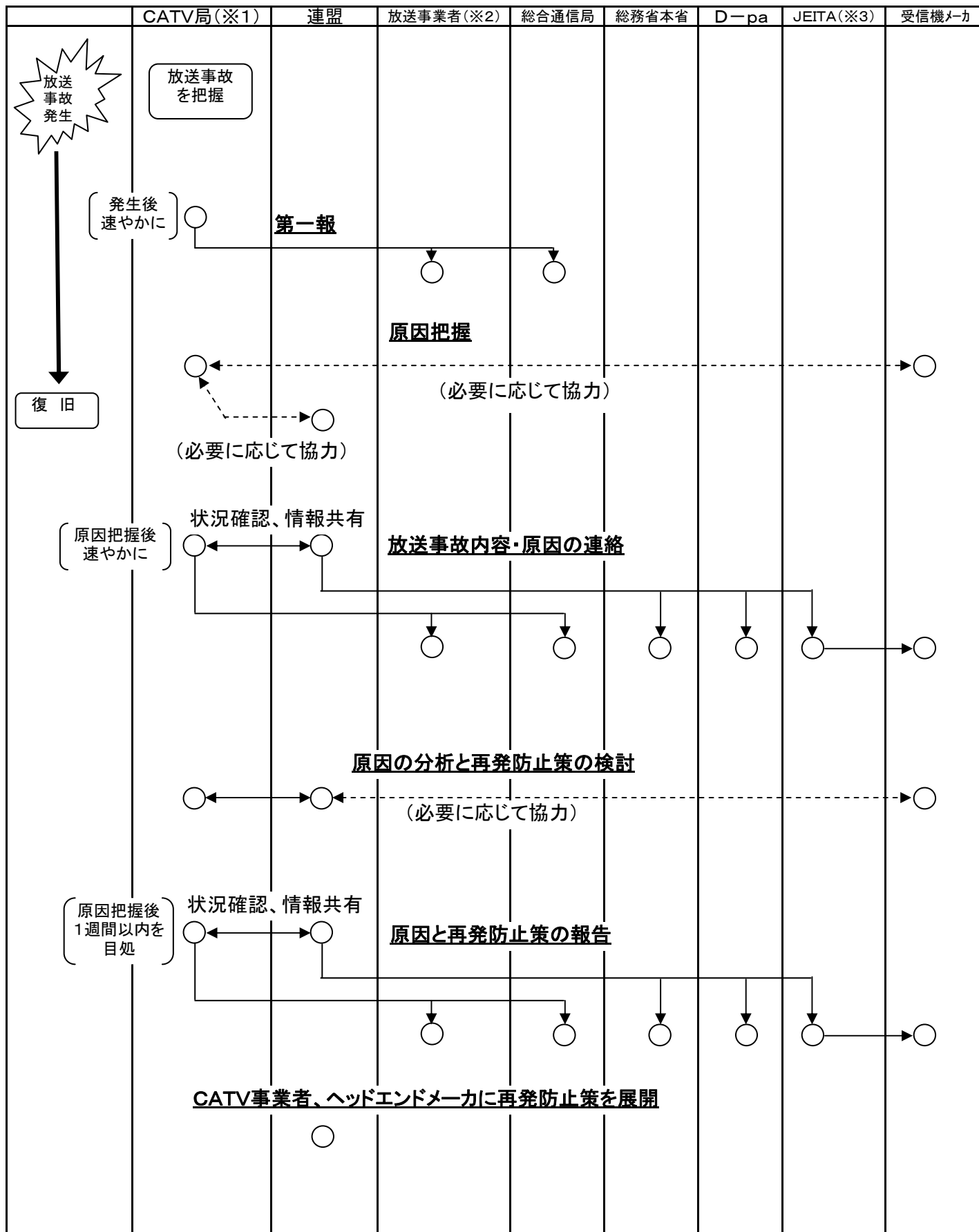
地上デジタルネットワークでのCATV自主放送を開始するにあたり、以下のコードを使用いたします。使用に当たっては、日本ケーブルテレビ連盟にて制定した「地上デジタル放送ネットワークでのCATV自主放送運用ガイドライン」ならびに、日本ケーブルラボにて制定した「JCL SPEC-006」、「JCL SPEC-007」を遵守いたします。

なお、届出後、内容に変更があった場合は、連盟本部に再度、届出を行います。

	<input type="checkbox"/> OFDM	<input type="checkbox"/> 64QAM	(例示)
実用化試験放送開始日			H18.9.1
放送開始日			H18.10.1
地域識別			30 (長野)
ネットワークID			7E1F
TS識別			7E1F
事業者名			XCATV
TS名			XCATV
リモコンID			11
サービス識別			7878,7879
サービス内容			HD:1,SD:1
サービス番号			111,112
ロゴID			10,11
事業者コード (注)			7E1F000A
サービスエリア			長野県 〇〇市 〇〇市〇〇町

注:「事業者コード」は、ロゴIDの最若番を4桁の16進数にて表現した数値を、ネットワークIDの下桁側に付けた数値とする。

PSI/SI誤送出等による放送事故発生時の対応フロー



※1: CATV事業者および事業者のヘッドエンドのメーカ
 ※2: 地上放送事業者と、影響の範囲によっては衛星放送事業者
 ※3: (社)電子情報技術産業協会